

令和5年度第3回 多摩市男女平等参画推進審議会 要点録

開催日時：令和5年8月22日（火）10：00～11：50

場 所：TAMA 女性センター 活動交流室

出席委員：中島康予委員、木本喜美子委員（オンライン参加）、神子島健委員、神山直子委員、鈴木景子委員（オンライン参加）、本間まり子委員、（会長・副会長以下50音順）

欠席委員：ジョギョウバイ委員、真野文恵委員

各課ヒアリング対象課：健康推進課、高齢支援課

事務局：古谷部長、西村課長、齋郷係長、米山主任

傍聴者：2名

（発言者凡例：◎会長、○委員、□健康推進課長、△高齢支援課長、◇事務局）

（1） [協議] 提言に関する各課ヒアリングについて（健康推進課・高齢支援課）

以下の4つの質問事項について健康推進課、高齢支援課へのヒアリング及び質疑応答、意見交換を行った。

- 質問1 女性からの相談について、特徴、年齢層、立場（主婦、一人世帯）、抱える問題（貧困、孤立、健康上、家庭、生活、勤務、男女など）等、傾向（トレンド）や特徴的なものがあれば教えてください。
- 質問2 女性の相談(特定妊婦、DV、高齢者虐待)について、相談件数や相談内容に、コロナ禍以前とコロナ禍以後の違いはありますか。
- 質問3 女性の相談(特定妊婦、DV、高齢者虐待)について、自殺につながる、もしくは希死念慮など自殺につながりそうな危険性を感じた事案がありましたか。
- 質問4 差別や人権に関わるような相談はありましたか。（妊婦であること・子どもがいること・高齢者であることを理由に、解雇された、採用されなかった、ハラスメントを受けた、不利な配置転換をされた等、就労関係以外も含めた事例があれば）

[質疑応答]

△質問1について、高齢者の場合、特に女性だからという相談はあまりない。高齢者からの相談は市内に5か所ある地域包括支援センターが窓口になっている。令和4年度

の相談件数は、のべ4万3千件あり、女性からの相談は6割くらいであった。この割合は過去数年、特に変わっていない。

質問2については、コロナ前後で大きな相違はない。件数についても、女性の相談が増えたということはない。コロナで外出の機会が減ったことにより虐待につながるケース、家族だけで介護を抱えるということを中心に、高齢者虐待の件数が少し増えたところがある。認定会議により虐待認定されたものは、令和2年度は31件、令和3年度は35件、コロナが落ち着いてきた令和4年度は29件であった。虐待の通報については家族、事業所からの相談、または警察からの通報が入ることもある。

質問3については、高齢者虐待やDVの相談ではないが、配偶者を亡くし生きる力を失い気分が落ち込んで何も手につかないというような相談も寄せられている。地域とのつながりを持ちながら、生きがいや仲間づくりができる地域づくりが大切かと思うので、そのようなことができる制度やサービスを案内することもある。

質問4については、女性だから不利になったという相談はこれまで寄せられていない。就業に関しては、生活サポーターが研修を受けて家事支援を行う制度があるのだが、生活サポーターのなり手となる登録者が291人、男女比では女性が73%となっており、圧倒的に女性が多い傾向がある。もう一つ、60歳以上が会員になれる多摩市のシルバー人材センターでは、令和4年度の会員数が1,316人、そのうち女性が34.4%だが、年々女性が増えてきている。会員全員が就業しているわけではないが、就業者のうち女性は28.9%となっており、今のところ男性のほうが多いが、こちらも年々女性が増えているという状況がある。

また、立場が弱くなるという点に関しては、例えば高齢者虐待の相談では介護を受けるようになるると発生しやすいと感じている。高齢になると体力の低下や認知症になるなど支援が必要になる事が多いが、家族の中で例えば男性が強い立場であったり、女性が強い立場であったり、家族の関係は様々だと思うが、どうしても支援が必要だから頼まないといけない、介護を受けるほうが弱い立場になっていき、介護をする側が強い立場になる傾向があると思う。今まで男性が主導権を握っていた場合でも介護を受けるようになるると女性の立場が強くなるのか、逆もある。家の中での役割が変化することで、問題が発生することもある。

□健康推進課は、大人から子どもまで対象としているが、女性については、妊娠期から子育て期の母親とその家族の支援をしている。子どもの就学前までの切れ目ない支援をうたっており、妊婦面接から始まり、新生児訪問、3・4か月児健診、一歳半健診、三歳児健診、その間にも様々な相談を実施している。健康センターには地区担当保健師がおり、主に保健師を中心に、必要に応じて子ども家庭支援センターや地域の子育て支援拠点施設と連携しながら、様々な支援、サービスをしている。

多摩市では「ゆりかご多摩」という事業で、30分～1時間くらいかけて妊婦面接を行い、体調や家族のことを聞いている。また、一歳半健診の間診票では裏面で保育者自身について質問している。

問1及び質問2については、妊婦面接での回答から相談者の背景が推察できるので、妊婦面接の結果を用いて説明したい。なお、令和4年度の妊婦面接は、妊婦総数の九割以上をカバーしている。

令和4年度の面接妊婦数は633人であり、その中で継続的に支援が必要である方が144人で全体の22.7%となっている。特徴的なものとしては、母親の特性というか、考え方にこだわりがあり、行動面で目が合いにくく意思疎通が難しい方、落ち着かない、時間が守れない、そういう方が144人中43人と59.7%で最も多かった。二番目に多いのは、育児にあたって祖父母や兄弟などの支援者がいない方が41人、56.9%であった。三番目に多いのが、母親に何らかのメンタル疾患がある、または過去にあった方が29人、40.3%、第二子、第三子がいる方で上のお子さんのフォローに困っていらっしゃる方が29人で40.3%。また、経済的不安が19人で26.4%。それ以外には、まだ未入籍という方が16人で22.2%。母親自身に子どもの頃に被虐歴のある方が12人で16.7%いた。被虐歴のある方は、子育てをするときにさらに困難を抱えるということがあるので、保健師がフォローをしている。また、若年による妊娠が5人で6.9%。配偶者からのDV被害者が2人で2.8%であった。また22週以降の届出（最近は早くて7、8週で届け出ることが多い）の方が2人で2.8%いたが、この方は、妊娠に気付かなかった、出産に迷っていたという方であった。

また、最近妊娠のために治療する方（不妊治療）が増えている。令和4年度のデータでは妊婦総数の23.5%の方が何らかの治療をしたことがあるという。令和3年度は21%、令和2年度は18%となっており、この割合は年々上昇している。以前は不妊治療による経済的負担を懸念する相談もあったが、今はかなり保険が適用されるようになったので、そうした相談は落ち着いてきた。

特定妊婦については、令和4年度は35人、令和3年度は27人、令和2年度は33人であった。近年は、30人前後が特定妊婦ということで継続的に関わっている。令和4年度の内訳は、相談内容が重複している方もいるが、一人親が17人、上の子への虐待や養育が難しいなどが14人、予期しない妊娠が12人、母親の精神的疾患が10人、DVが3人となっている。こういった細かい部分を聞きとりし、必要な支援を行い、健康推進課だけではできない支援については必要に応じ子ども家庭支援センターやその他機関につなぎ、安全に出産、子育てができるよう関わっている。

最近変わってきたことといえば、父親の育休取得率が上がってきている。令和4年度は23.6%、平成31年度は4%ほどだった。行政としても、さらなる父親に対する支

援を考えなければいけないと感じる。育休により父親が家に居ることで子育てを助けてもらえる面もある一方で、夫婦間の関係が難しいという話も聞く。お父さん方は、比較的家族の為に熱心に取り組んでいる傾向があるように思う。

質問3については、新生児訪問での現状をお話しする。令和4年度は対象者の96.7%、676人に行った。新生児訪問は、母親が入院されていない限り実施しているが、その際「EPDS（エジンバラ産後うつ病自己評価票）」を導入し、質問を行っている。この中の質問項目に、「自分自身を傷つけるという考えが浮かんできたことがあるか」というものがある。「ときどきあった」という答えが何人かいるので、そういう方については必要に応じて早めに医療機関につなげる場合もあるし、丁寧なフォローをしているという状況である。希死念慮的な部分を持っている方もいるし、思っているだけで行動には移さないという方もいるが、特にこういう回答をした方に気を付けている。EPDSだが、9点以上で産後うつ病の可能性が高いとされている。令和4年度に実施したEPDS全669件のうち、9点以上が58件あり、割合としては8.7%であった。こちらは例年約10%前後の方が該当している。こういった方々が悪化しないように、必要に応じて医療機関につなげている。

質問4については、妊婦面接などで、職場等でマタハラを受けたという話をされる方は、そこまで多いわけではないが、若干名いるという状況である。

[質疑応答]

- 普段の業務の中で連携を取るのとはどのような施設・部署か。普段連携はとらないが大きな問題が起きて別のところに依頼するというケースはどのくらいあるのか。
- 普段連携が多いのは子ども家庭支援センターや子育て支援拠点である。もう少し大きな問題になると児童相談所、警察、生活保護の生活福祉課、母子相談員、女性センターとの連携を取るなど、様々な関係機関と連携を取っている。
- △ 地域包括支援センターと日々連携をとっている。ケアマネージャーやかかりつけ医、保健所と連携をとることもある。庁内では福祉総務課、障害福祉課、生活福祉課、介護保険課とも連携を取っている。
- ◎ 母親に特徴的だったこととして特性という表現が使われたが、昨年の傾向か、あるいはこの傾向は増えてきているのか。
- 令和4年度は特に多いという印象がある。令和4年以前は、そこまで多くはなかった印象である。母親の特性について、面接をする中での感覚的なものも入っている。例えば初産婦については不安が強いのは当然だが、経産婦が持つとは思えない不安を抱えている方が、以前に比べ増えてきたように思う。あと、多問題、いくつか課題を抱えている方が増えてきている。少子化でお子さんは減っているものの、母親のフォロー率についてはそれほど変わっていないのだが、保健師のフォローの大変さは以

前より高くなっており、中身がそれだけ複雑になり、他部署との連携も増えてきたという状況である。

○健康推進課に関しては、母子保健分野以外ではどうなのか教えてほしい。母親支援、子育てをするのは女性だけというようなステレオタイプの認識について、父親がどう感じているのか、また LGBT の男性カップルの子育てではこういったサービスを受けることができるのか気になった。また、高齢支援課に関しては、男女別で違った対応はしていないということだが、自分の両親を例にみると、高齢の父親世代は仕事をリタイアしてから手持無沙汰で、母親世代は割と元気な傾向があるのではないかと思うが、男女で異なる課題がないのか。それに対して対応されることがないのか。ないようなら、分析の必要性があると思うがどうか。コロナの影響は、相談にそれほど影響していないとお二人ともお話しされたが、そのあたりをもう一度お聞きしたい。

□母子保健分野以外の支援については、健康推進課の中に成人保健事業というものがある。女性に特化したものを重点的に行っているわけではないが、様々な検診、健康相談などを行っている。女性に特化した乳がん子宮がん検診は二年に一回通知している。令和4年度は、女性センターと共催して更年期の方々向けの健康教育をした。今年度についてはまだ検討中であるが、大学生などの若い年代の方たちが自分の身体をよく知るといふことと、身体の機能、病気の予防、ライフサイクルに合わせて女性の健康がどう変わっていくのかというところにフォーカスした啓発事業について検討を行っている。父親の支援では、父親の育児参加に重点を置いていて、パパママ学級を実施している。妊娠中に両親で参加頂いているが、近年は非常に父親の出席率が高くなっている。土曜日の事業であるが、8、9割がペアで出席されている。また同窓会といって、パパママ学級を卒業し、赤ちゃん連れで来て頂き、これから出産に臨む夫婦と話をしたり、体験談を教えてもらったりという事業も実施している。父親については、以前はとりあえず参加したという人が多かったが、近年では父親は何をすればよかったかなどお父さん同士が積極的に自分から質問し、情報を得ようとする傾向がある。市としても父親の育児参加は進めていきたい。

また LGBT の話があったが、「母子健康手帳」の名称について、令和4年度から「母子健康手帳」「親子健康手帳」という名称を付け加えた。今後は養子縁組など含め、さらに多様な家族形態が考えられるが、そういう方についても、母子保健サービスは受けられようになっている。また、コロナ前後での変化は特になのかということだが、コロナ禍でリモートワーク中に、夫婦関係が良くなった方とそうでなかった方がいるという話は聞いている。

△介護保険制度やサービスを利用している支援が必要な高齢者については、介護者が男性の場合もあれば女性の場合もあるし、家事が苦手な女性もいれば得意な男性もいるので、必ずしも女性が介護をしている状況とは決めつけられないので、どのような支

援を行うべきか個々のケースに応じて判断している。また、介護保険制度やサービスを利用していない高齢者について、介護予防まで含めた高齢者支援と考えると、地域の中で高齢者向けの体操やサークル等の活動の参加者は、約8割が女性であり、圧倒的に女性が多い。このようなことから、そこに男性が参加しにくい理由、逆にどのような場所であれば、男性も参加しやすいのかを考察する必要性があると感じている。先ほど生活サポーターの話をしたが、男性が少ない中でも男性サポーターは80人程おり、活躍の場が少ないという事が課題になっているので、令和4年度に男性サポーターを集め、男性の活躍の場を増やすための検討ワークショップを開催した。力仕事得意という方が多いので、買い物時の荷物運びなどでサービスの場をつくることも意識して行っている。

○配偶者を亡くされ喪失感がある方の話があったが、大切な方を亡くされた方の心の健康でグリーフケアのようなものはあるのか。

△相談の中で、親しい人を亡くされたときに落ち込んでしまうということはよくある。高齢者は若い人に比べ、そういう機会が多いと感じている。最近では、自身の終活が話題になっており、元気なうちから生涯どう生きていくのか、一人ではどう生きていくのかを考え始めるようになってきている。ACP (Advance Care Planning) と言われるが、高齢者の間でも話題であり、興味関心が高いので、市としても講演会を実施したりして力を入れている。

○虐待を受けている方の男女比は出ているか。

△虐待認定された方については、男女比を取っていないので伝えられない。

○虐待を受けているという問題は深刻であるし、支援の重要性が大きいと思うが、自分自身が虐待者であるという相談についても、深刻であり、なかなか相談として上ってこない可能性もあると思う。その辺はどのように把握に努めているのか。虐待をやめたいがやめられないということで悩んでいる人が、コロナ禍で多かったのではないか。

△支援が必要だという通常の相談の中から、地域包括支援センターやケアマネジャー、相談者の方がこれは虐待なのではと把握してくるケースもあるし、自身が虐待をすることを止められないという方もいる。また、女性からの相談件数は6割と多いが、必ずしも虐待を受けている女性が多いということではなく、女性が介護する中で配偶者に虐待をすることもある。女性が被害者とは決めつけられない。

○介護中の家族関係の中で、その問題はとても深刻な場合が多い。尋常でない関係が発生している可能性があり、虐待する側についても苦しんでいる場合も少なからずあると考えられるが、そのようなケースを救い出すためにどんな手立てや専門的知見やネ

ットワーク、相談窓口があるのか。虐待を把握して対応できるような仕組みは考えているのか。

△虐待は様々な程度や内容があると思うが、地域包括支援センターが虐待ではないかと把握した際に、高齢支援課に相談が入る。地域包括支援センター、高齢支援課や関係機関と話し合いの場を設けている。虐待の認定チェックリストを使って話し合う中で、虐待が非該当かイエローかレッドなのかレベルをつけて、緊急性を要する場合には両者を引き離すことを検討したり、虐待を受けている方を一時的に施設に預ける等、危険度に応じて対応している。

○経済的な不安というケースに対しては、どのようにケアしていく体制をとるのか。保育者が貧困という状態、それに対してどういうつながりをつくりケアをしていくのか。

□令和4年の妊婦面接では、19人が経済面での困難を抱えているというデータがある。経済面については、生活保護につながるレベルの方から、収入が減っている、失業した又は母子世帯であり、これから就業を頑張りたいという方まで様々である。必要な場合は、生活保護につないでいる。仕事を探している場合は、しごと・くらしサポートステーション等を紹介している。父親の就業状況の相談については、健康推進課としては、できることは限られている場合もあるので、面接を重ねながら、どのような支援が必要か検討しながら相談を行っている。

○虐待の結果、家族が家族の命を奪ってしまうような悲劇は避けなければならない。介護の経験を経て、支援が一番必要な時期に、迅速に支援サービスが受けられないということも学んだ。行政には色々な審査や調整があり、申請から2、3週間遅れで助けがくる。経済的に苦しく身寄りのない人、親と子二人だけで家にいたら、かなり困難な状況であることが分かった。多摩市の状況については不明であるが、市役所が行うのは介護認定を行う所までであるかと思う。あとはケアマネージャーが中心になって、ケアプランを組み立て、ケアマネージャーを通して市へ申請をする流れになっており、そこに行政はもう少し介入できないのかと思っている。

例えば、保育園は入園の判断を点数化している。これを高齢者に適用し、例えば年齢×要支援、要介護で点数化するとこんなに点数が高いのに行政支援のない家庭とはどんな家庭なのかということで、市役所か市役所から委託された機関が訪問し、支援につなげるようなことはできないか。市民からの申請に基づき、市の結果が出るまではサービスを受けられないという申請主義の制度では厳しいのではないかと。おせっかいかもしれないが、お宅は100歳のおじいさんと95歳のおばあさんがいるはずだと、何のサービスも受けていないのは大変でしょと、行政がアプローチするような仕組みにしていく必要があるのではないかと思う。

△多摩市でも相談が寄せられたときに、介護保険を申請するかどうかは包括支援センターが相談を受け、介護認定を受ける場合はその手続に入るが、確かにその場合は、時間差があり三週間程度はかかっているようだ。特にコロナ禍においては面接が直接できないなどがあったので一か月程度待つて頂くことがあった。そこは重々把握しているので、なるべくスムーズに制度やサービスが必要な方には提供できるように努めているところである。

一人暮らしや高齢者のみの世帯については、サービスや制度を受けていなくても大丈夫かというのは確かに心配しているところであり、行政支援を受けていない人についても、大丈夫ですかとお尋ねに行く高齢者見守り相談窓口で市内に二つ設けている。包括支援センターとは別に、地域の対象になっている高齢者のお宅に戸別訪問して、対象の方について、全戸訪問する制度があるので、そういったところで把握することもある。ただ、こちらが必要と思って訪問しても、うちは大丈夫と支援を断る方もいるので、そのようなときには高齢者見守り相談窓口だけではなく地域包括支援センターと連携しながら、この家庭は注視する必要があるということで、地域で見守っているケースもある。

[ヒアリング終了]

(2) [協議] 提言テーマの検討について

◎「困難な状況にある人への支援、横連携による支援について」を仮テーマとして審議を重ねてきた。特に女性にフォーカスすべきという意見も出ていたので、提言テーマについては「困難な状況にある女性への支援、横連携による支援について」としてもよろしいか。テーマを決定した上で、提言に向けての重要なポイントやヒアリングの意見感想をいただければと思う。

○高齢女性の問題については、地域ネットワークに男性がもっと加わって頂くこと、女性は比較的参加できている状況があるのは大変よい事象であるが、そういう人達がいる一方で、介護に直面し、日々ストレスや悩みを抱えている女性もいる。男女の結婚年齢や平均寿命を踏まえると、女性が介護者となる場合も多いと考えられるので、その抱えている問題というのは深刻で表面化しづらいだろう。声をかける見守り相談窓口は有効な手段とは思いますが、なかなかそこから浮かびあがってこない問題があるようにも思う。高齢化が深刻化している中で、多摩市は多摩ニュータウン入居開始の当時の新婚世帯が、今やリタイアして介護の真ただ中といえるのではないか。行政として、高齢者世帯をタイプ別に、政策を先手で打っていくようなものが求められるのではないか。健康推進課の、小さい子どもを持つ母親への面接がこれだけの規模でできているのは素晴らしいと思う。しかし、そういうところから上がってくる重要な訴えを行政の施策として反映していくように、高齢者に対しても、行政として先手を打っていくことが大切であるように思う。

- 虐待も含め孤立している世帯というのは確実に虐待、虐待予備軍世帯になっていくと思う。世田谷区だと例えば高齢者の居場所事業をやっている地域団体みたいなものがあり、行政機関も居場所事業を行う地域団体を把握している。たとえば高齢者世帯、お子さんがいて経済的困難家庭も含めてだが、すぐに申請できなかつたり行政の支援が届くまでに2~3週間かかるときに、そのような地域団体に誘導しながら、経済的困窮している方であれば、三食食べられる大人食堂につないだり、高齢者が集まって話を聞いてあげるような支援を行っていたりしている。多摩市でも行政の行き届かないニーズについて、官民連携して解決していけるのであればよいのではないかと思った。
- 個人的に多摩市民としてこんなに支援サービスがあるのかと思った。一番の問題は情報アクセスであると感じた。サービスの内容を知らなかったものも多かった。相談する市民も、敷居を低く相談ができるような多摩市側からの働きかけが必要なのではないか。そして、それを促進する働きかけが必要なのではないかと感じた。また、男女共同参画推進という意味では、男性が今までいたところに女性が入るということに加えて、これからは女性がいたところに男性がどう入っていくかということになると思う。介護や育児についても男性が協力しないといけないという世の中の方向性について、2課からヒアリングができたことは有益であった。
- 長くニュータウンに住んでいる身として考えたことは、ニュータウンができて50年くらい経っていて、初期に入ってきた世代は地域コミュニティに属しているといえるが、子育てがある程度終わってから移住してきているような世代は、地域のつながりやネットワークは希薄なままであることも多い。普段だと大きな問題にならないけど、緊急時に、地域の方が駆けつけるほどのつながりはないように思う。また、もう一つは最近新しいマンションもできて若い世代が入って来ていて、そうした世代が多摩市だと若者会議を作って、地域の問題を考えようとか、元気な世代は前に出てきている一方で、妊産婦の相談などで問題を抱えている方の意見は表に出てこない、というような問題もある。高齢者世代と若者世代の地域のつながりみたいなものが、ほとんどないのではないかと思う。その辺りを一歩深めて提言できるとよい。
- 前回の要点録を読み直して改めて思ったのだが、官民連携という発想は今後特に重要になってくると思う。そのときに女性センターが官民連携のコアとしていろんな取組ができないだろうか。市で色々な世代をつないで、地域が抱える高齢者問題や貧困などの問題に取り組む市民に、資金を融資し、NPOの設立を手助けし連携していくような、そのような取組を進めていくことが必要なのではないか。既存の組織の延長線上でゆっくりやりましょうというわけにはいかなくなっている中で、ぐっと進めるような機動力みたいなものを女性センターが握る必要があるのではないかと思った。

◎女性センターの役割については、外部評価について検討するときにも重要な柱になっていたその延長線上で、ぜひそういった項目を提言の中に盛り込むことができたらと思う。

○もっと早く市役所が動けないのかという話をしたが、市役所にも手続があるので、書類が整い審査が終わり、結果がでなければ動けないということは理解できる。なので、市役所と当事者をつなぐような民間の団体が、行政サービスの実施前に、支援をつないでくれるような取組が具現化できるとよいのではないかと思う。また、手続についても早く動けるようにするためには、例えば、高齢者が元気なうちから、ケアマネージャーとの面談を行うであるとか、要支援の対象者についても、支援団体とつながっておくとか、万が一に備え、何をすべきかを市役所が全て担うのではなく、市役所の音頭とバックアップで、NPOが自由度の高い活動ができる、そんな提言ができればいいのではないかと思う。

◎多摩市の高齢化という地域の特性を踏まえる必要があるということ、そして今回は提言テーマで横連携をキーワードとして掲げているが、官民の連携といったところを重要な項目とし、かつ女性センターが中心的な役割を果たすというところを前面に打ち出す、様々な面で下支えするリソースをどう集めていくかを提言していくということが重要なのではないか。市としては、前回婦人相談員とのヒアリングの後、委員が発言されたように、行政の相談に上ってこない、つながらない方々への危機管理が非常に重要だということがあるかと思う。やはりある種、時間との闘い、時間というリソースをどううまく使っていくかということがポイントなのではと感じた。それから前回の婦人相談員へのヒアリングでもそうだったが、やはりスペクトラムとしての発達障害や知的、精神障害といったところが、ここへきて近年浮上しているのかなと思いい、そこに関する専門的な知見も踏まえたサポートや仕組みづくりもやはり先取りの行った方がいいのではないかと、2回のヒアリングを経て気になったところではあった。

◇今後のスケジュールだが、審議会で提言テーマを審議する機会は10月に一回、12月に一回を予定している。また年明けの1月か2月に提言を市長に提出いただく予定である。

10月の時点では提言骨子を作成し、骨子にどういう肉付けをしていくかを集中して議論いただき、12月には完成形に近い形で最終的な確認を頂きたい。まずは10月に向けて本日のヒアリングと意見交換の内容を欠席の委員に共有し、事前に提言に対する委員からの意見をメール等で事務局に寄せていただいたものを踏まえ、次の10月の審議会では骨子案をお示ししたい。10月に骨子案を基に審議会を深めていただき、12月に完成形を目指すという段取りで進めさせていただくのはいかがか。

◎前回のヒアリングの記録は、振り返りの貴重な材料になった。要点録を早めに委員と共有させていただき、提言づくりの作業につなげていけたらと思うが、そのような進め方でよいか。

○せっかく提言を市長に提出するのだから有益なものにしたい。困難を抱える女性への支援という法律ができるからというところはもちろんあるが、横連携、少子高齢化が進んでいる中で、今までのやり方だと間に合わないという切迫感を含めた問題意識というのを提言の冒頭にしっかりと示していきたい。

(3) [報告] 令和4年度 第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画推進状況外部評価に対する市の考え方について

◇外部評価で頂いた4つの項目について市の考え方をお示ししたものである。「①市の行政委員会、附属機関等における女性委員の比率について」は、庁内一体となって進めていかなければならないというところと、3月に文書を発出したが、この具体化を女性センターが中心になって進めていくというところを改めてお示しした。女性委員を増やしていかなければという庁内での意識付けについては、少しずつ浸透しているところだが、引き続き目標達成に向け、取組を進めていきたい。「②困難な問題を抱える女性への支援について」は、1つ目は女性センターの役割というところで、新法への対応を含め役割分担をしっかりと考えていくといという内容にしている。2つ目の自殺対策については、多摩市の傾向を分析しつつ、今年度、所管課でも自殺対策推進計画の更新を予定していること、研修や周知啓発に引き続き取り組むこと、未遂者への対策についても取り組んでいきたいという内容を記載した。「③多様な保育サービスの提供と放課後の子どもの居場所づくりの推進について」については、様々な担い手の力を借りながら、子供たちの安心安全、働く人の環境も保持しながら保育環境に配慮した子どもの居場所づくりの推進を進めていきたいと記載している。「④指標の再検討について」は、令和8年度の見直しに向けて、今後指標の立て方について、見直しをしていくことを記載している。

◇外部評価3ページ目の中段で網掛けをした部分について、「子どもを預かる「担い手」」という表現から放課後子ども教室は子どもを預かるというよりは居場所を提供する事業であることを踏まえ、「子どもの居場所の「担い手」」に修正させていただければと思うがよろしいか。

◎○ [意義なし]

(4) [報告] 令和5年度第2回多摩市男女平等参画推進審議会要点録の確認について

◇来週8月29日(火)までに、修正点を事務局へ

3 今後の日程について

◇10月を予定。今後日程等を確認させて頂く。

4 その他

5 閉会